

日本学生支援機構給付奨学金

2024(令和6)年度「在学採用」申請(予定)者用



高等教育修学支援制度

2024年度(令和6年度) 授業料等免除

[4月入学料・前期(4月～9月分)授業料の減免認定による免除]

申請案内

～この申請案内を読む前に～

★注意点その1★: ご自身がこの申請案内の該当者かどうかを確認してください!

- a) 大阪大学入学後に日本学生支援機構給付奨学金(以下、「給付奨学金」という。)の「2024(令和6)年度在学採用」を既に申請(もしくは申請予定)し、高等教育修学支援制度の入学料・授業料減免(以下、「授業料等減免」という。)を申請する方
⇒既に給付奨学生に採用されている方や「予約採用」で給付奨学金の採用候補者になっている方は、この申請案内の対象ではありません。『既に採用されている学生用』または『「予約採用」採用候補者用』の申請案内で該当するものをご確認ください。
- b) 過去に給付奨学金が「廃止」となり、給付奨学金「在学採用」の再申請が可能であることを学生センターから通知された方
⇒給付奨学金の「在学採用」申請(予定)者の全員に授業料等減免を申請する資格があります。この申請案内に記載の申請手順により、必ず申請期間内に授業料等減免申請を完了してください。

★注意点その2★: 給付奨学金に関するホームページを併せて必ず確認してください!

在学採用・二次採用(学部) (※令和6年3月下旬頃更新予定)

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/zaigaku>

本制度は、給付奨学金に申請し採用され、受給される方に対して、大学が授業料等減免を認定する仕組みです。なお、入学料免除は一度きりの支援となります。

【～2020(令和2)年度以前入学者の方へ～】

大阪大学授業料免除等制度との併願申請を希望する場合は、下記申請期間内に必ず申請を完了させてください!

2024年度前期分大阪大学授業料免除等制度申請期間

システム登録期間: 2024年3月6日(水)～2024年4月4日(木) 16:30(期限厳守)

申請書類提出期間: 2024年3月6日(水)～2024年4月8日(月) 16:30(期限厳守)

※高等教育修学支援制度と申請期間が異なりますので、併願申請を希望する場合は、お早めに準備して申請してください。



目次

☞ 高等教育修学支援制度の概要 ☞	2ページ
1. 高等教育修学支援制度って何？	2ページ
2. どのくらいの額の支援を受けられる？	2ページ
3. どのくらいの期間支援を受けられる？	2ページ
☞ 申請から採用まで ☞	3ページ
1. 採用時の要件	3ページ
(参考)大阪大学授業料免除等制度への申請について【該当者のみ】	3ページ
2. 給付奨学金と授業料等減免の申請手順	5ページ
3. 高等教育修学支援制度の授業料等減免の結果発表	7ページ
4. 採用されなかった場合	8ページ
5. 家計急変採用	8ページ
☞ 採用が決まったら ☞	9ページ
1. 適格認定について～採用後の支援区分の決定方法～	9ページ
2. 採用後に必要な手続きについて	9ページ
3. 休退学する場合の授業料の考え方	10ページ
☞ その他 ☞	12ページ
1. 個人情報の取り扱い	12ページ
2. 留意事項	12ページ

【本制度による授業料等減免の申請方法】

「高等教育修学支援制度授業料等免除システム」への登録(修正がある場合のみ、申請書提出):<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/genmen/>

※授業料等減免の申請とは別に、日本学生支援機構給付奨学金の申請手続きが必要です。奨学金申請手続きについてはこの冊子に掲載されていませんので、注意してください。

※詳細は、☞申請から採用まで☞の「2. 給付奨学金と授業料等減免の申請手順」を必ず確認してください。

【本制度による授業料等減免の申請期間】

2024年4月1日(月)00:00～2024年4月22日(月)13:00 日本時間(厳守)

【本制度についての注意事項:対象学生に関して】

◆日本人等(*)学部学生のうち、住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯、多子世帯中間層が対象

*日本国籍を有する者、法定特別永住者として本邦に在留する者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者、家族滞在のうち一定の要件を満たす者。

問い合わせ先

大阪大学吹田学生センター 授業料免除担当

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1

E-mail:gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

TEL:06-6879-7088・7161

✎ 高等教育修学支援制度の概要 ✎

1. 高等教育修学支援制度って何？

高等教育修学支援制度は、日本人等の学部学生(特別永住者、永住者などを含む)のうち、住民税非課税世帯、住民税非課税世帯に準ずる世帯、及び多子世帯の中間層(令和6年度より)に該当する学生を対象とした経済的支援制度です。同制度の支援対象者の要件を満たす方に対し、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付奨学金と、本学が実施する授業料等減免の両方の支援が行われます。また、両支援とも、共通の家計基準及び学力基準等により採用等が決定され、かつ給付奨学金の給付期間と連動し、授業料等減免が認定されます。

給付奨学金の「在学採用」を申請された(する予定である)方は、必ず『高等教育修学支援制度 授業料等免除申請システム』にログインし、授業料等減免の申請を完了させてください。奨学金と授業料等減免それぞれの手続きを完了させなければ、高等教育修学支援制度の支援を受けることができなくなりますのでくれぐれも注意してください。

2. どのくらいの額の支援を受けられる？

授業料等減免の支援額は、日本学生支援機構によって決定された給付奨学金の支援区分と同じ支援区分となり、以下のような基準額が設定されています。

支援区分	住民税非課税世帯	住民税非課税世帯に準ずる世帯		多子世帯
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
	3/3(全額)支援	2/3支援	1/3支援	1/4支援
授業料(年額)に対する減免額	535,800円	357,200円	178,600円	134,000円
授業料(半期額)に対する減免額	267,900円	178,600円	89,300円	67,000円
入学料に対する減免額	282,000円	188,000円	94,000円	70,500円

注1) 授業料免除については各年度各期の授業料(前期分:4月~9月分、後期分:10月~翌年3月分)の納入に対して実施することから、本学の場合、授業料免除は半期額に対する減免額が適用されます。

注2) 本学における授業料(入学料)の徴収方法は高等教育修学支援制度による授業料等免除の実施に関わらず、大阪大学学部学則及び大阪大学学納金規定に基づき取り扱います。したがって、学期途中の休退学等により授業料額が月割額に変更となった場合は、減免対象となる授業料も変更され、上記の額とならないことがあります。

注3) 高等教育修学支援制度(家計急変採用)は、支援開始月から家計急変事由発生15か月経過時点まで、3か月ごとに適格認定を実施し支援区分が決定されることから、減免額が上記によらないことがあります。

注4) このほか、大阪大学学部学則及び大阪大学学生納付金規程、及び高等教育修学支援制度の定めるところにより、減免額は上記によらないことがあります。

注5) 多子世帯を対象とした第Ⅳ区分は、令和6年度から新設される区分です。上記の授業料等減免額は予定の額です。

(参考)本学における正規の授業料(入学料)納入額

納入金の種類	正規の納入額
授業料(年額)	535,800円
授業料(半期額)	267,900円
入学料	282,000円

3. どのくらいの期間支援を受けられる？

本制度の支援期間は、「正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数(4年制の学部であれば最大48か月、6年制の学部であれば最大72か月)」とされています。ただし、休学期間は支援月数に通算しません。(※休学する場合は支援が一時中断されます。休学等の学籍異動に伴う取扱いについては10ページを参照してください。)

1. 採用時の要件

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件に該当しているかは、給付奨学金の申請をもって確認されます。

★参考 URL(日本学生支援機構ホームページ)★

[申込資格]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

[学力基準]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/gakuryoku/zaigaku.html>

[家計基準]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

★注意点その1★:上記[申込資格]の大学等への入学時期等に関する要件または在留資格等に関する要件を満たさない場合は、高等教育修学支援制度による授業料等減免には申請できませんが、高等教育修学支援制度とは別に大阪大学が独自で実施する授業料免除等制度に申請できる場合があります。[申込資格]のこれらの要件に該当しない方は、下記の『(参考)大阪大学授業料免除等制度への申請について』を確認し、期限内に所定の手続きを行ってください。

★注意点その2★:上記[学力基準]及び[家計基準]を満たさなくても、高等教育修学支援制度を申請することは可能です。ただし、[申込資格]の要件を満たしている場合、[学力基準]や[家計基準]を満たさなくても、大阪大学授業料免除等制度に申請できる理由にはなりませんので、くれぐれもご注意ください。

(参考)大阪大学授業料免除等制度への申請について **【該当者のみ】**

高等教育修学支援制度による授業料等減免の申込資格がない方及び2020(令和2)年度以前に大阪大学へ入学した方は大阪大学が独自に実施する授業料免除等制度(以下、「大阪大学授業料免除等制度」という。)に申請できる場合があります。希望者は、以下の内容を確認したうえで必ず申請期間内に申請してください。

大阪大学授業料免除等制度の対象者

・大学等への入学時期等に関する要件または在留資格等に関する要件を満たさない方

(※「要件」とは、収入・資産や学力のことは指しません。)

⇒高等教育修学支援制度の申請資格がないため、大阪大学授業料免除等制度に申請することができます。

・2020(令和2)年度以前入学者で希望者の方

⇒あくまでも高等教育修学支援制度には申請するうえで、希望する場合は、大阪大学授業料免除等制度にも併願してください。

<参考:併願申請可能な申請の種類>

学部学生(在学学生) ※2020年度以前入学者に限る。							
	高等教育修学支援制度		大阪大学授業料免除等制度				
	入学料	授業料	入学料		授業料		
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予	分納
高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方		【必ず申請】 ○			【希望者】 ○		

注1)各制度の申請(対象者)の要件を満たす場合、「高等教育修学支援制度」の「授業料減免」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料免除」は、併せて申請することができます。

注2)「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料免除」と「授業料収納猶予」と「授業料分納」の各申請は、いずれか一つの申請の選択となるため、併せて申請することができません。したがって、各制度の申請(対象者)の要件を満たす場合であっても、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の「授業料免除」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料収納猶予」又は「授業料分納」の各申請とは、併せて申請することができません。

大阪大学授業料免除等制度の申請方法(高等教育修学支援制度の授業料等減免申請ではありません)

ん)

申請案内ホームページ:

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法等(申請要項・申請システム)>

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>

申請期間

システム登録期間:2024年3月6日(水)~4月4日(木)16:30日本時間(厳守)

申請書類提出期間:2024年3月6日(水)~4月8日(月)16:30日本時間(厳守)

※高等教育修学支援制度の申請期間と時期が異なるので、注意してください。

留意事項

「高等教育修学支援制度の授業料減免」と、「大阪大学授業料免除等制度の授業料免除」を併せて申請した場合の判定の考え方

例えば、高等教育修学支援制度による授業料等減免の支援区分が第Ⅲ区分(1/3減免)で認定され、「大阪大学授業料免除等制度」の申請に対する選考結果が第Ⅲ区分(1/3減免)を上回るような場合は、予算の範囲において、第Ⅲ区分(1/3減免)の減免に加える形で、追加支援(減免の上乗せ支援)を行う判定を実施します。

なお、この場合の追加支援(減免の上乗せ支援)は、本学が一部自己財源を用いて予算の範囲で選考を行うものとなるため、必ずしも追加支援(減免の上乗せ支援)が認められるとは限りません。

2. 給付奨学金と授業料等減免の申請手順 【必ず給付奨学金と授業料減免の手続を期限内に両方完了させてください！！】

2021 年度(令和 3 年)以降入学者と 2020 年度(令和 2 年)以前入学者では、一部申請手順が異なります。ご自身が当てはまる方をよく読んで上で、申請手続きを完了させてください。

2021(令和 3)年度以降入学者



2020(令和2)年度以前入学者

高等教育修学支援制度申請開始前

4月初旬頃～4月中旬頃

給付奨学金

1. 給付奨学金の申込資格を確認

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

注) 本学への入学時期等に関する資格または在留資格等に関する資格を満たさない場合は、高等教育修学支援制度に申請することができませんので、必ず確認してください。その場合、大阪大学独自の授業料免除等制度に申請が可能です(p3～4 参照)。

申請期間

2. 給付奨学金の申請完了

※注意: 申請方法はこの冊子に掲載されていません!

『日本学生支援機構奨学金 申請要領』の●申請手続きの流れを確認し、期限内に申請を完了させてください。

高等教育修学支援制度

3月初旬頃～4月初旬頃

4月初旬頃～4月中旬頃

授業料等減免

希望者のみ

大阪大学授業料免除等制度に申請する場合:

3ページ目の『(参考)大阪大学授業料免除等制度への申請について』を確認し、【申請期間内に】所定の手続きを行ってください。

2. 授業料等減免の申請完了

以下 URL より、「高等教育修学支援制度申請システム」にログインし、申請を完了させてください。

<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/genmen/>

注1) ログインする際は、大阪大学個人 ID とパスワードを入力してください。

注2) システムへの入力、システムマニュアルを確認してください。

注3) 吹田学生センター授業料免除担当は (gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp, noreply-fee-exemption@office.osaka-u.ac.jp) からメールを送信しますので、受信拒否の設定をしている場合は解除してください。

【注】入学料の支払いの延期(収納猶予)を希望する場合

入学料に関する高等教育修学支援制度の支援は減免のみです。ただし、大阪大学授業料免除等制度の入学料収納猶予を申請することで支払いの延期(収納猶予)を願い出ることが可能です。例えば、4月入学者の入学料減免申請者で入学料が全額免除にならなかった場合は、通常7月中旬に支払いが必要ですが、収納猶予を申請し認められた場合には、9月末まで入学料の支払いが猶予されます。

【対象者】

在学採用申請者で、入学料減免に加え、収納猶予も希望する方。

【手続き方法】

「高等教育修学支援制度」の申請システムで、「入学料収納猶予を希望しますか?」という問いに対し「はい」を選択してください。これにより大阪大学授業料免除等制度の入学料収納猶予を申請したことになります。さらに、「大阪大学授業料免除等制度」の案内にある収納猶予を申請することにより、「大阪大学授業料免除等制度」の選考を受けることが可能です。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法等(申請要項・申請システム)>

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>

申請期間

システム登録期間:2024年3月6日(水)~4月4日(木)16:30日本時間(厳守)

申請書類提出期間:2024年3月6日(水)~4月8日(月)16:30日本時間(厳守)

※高等教育修学支援制度の授業料等免除申請期間と時期が異なるので、注意してください。

3. 高等教育修学支援制度の授業料等減免の結果発表

授業料等減免の結果発表の方法や日時等の詳細については、後日KOAN掲示板にて通知します。

なお、高等教育修学支援制度の事務処理上の取扱いにより、同制度で定める様式による結果通知を行う必要があるため、高等教育修学支援制度の授業料等減免申請者には、大学に届け出ている申請者自身のご自宅宛てに結果通知を送付予定です(自宅宛ての結果通知の方法は予定であり、通知方法は今後変更する可能性があります。)

4月入学料免除

2024年6月末(予定)

※結果発表日は、事前に KOAN 掲示板にてお知らせします。

前期(4~9月)分授業料免除

2024年7月末(予定)

※結果発表日は、事前にKOAN掲示板にてお知らせします。

納入が必要な場合の納入方法等

免除申請の結果が、全額免除以外の納入を要する結果となったときの納入方法等は次のとおりですが、詳細は結果発表の際に併せてお知らせします。

<p>入学料 (減免申請の結果により入学料の納入が必要な場合)</p>	<p>本学から本人宛に振込依頼書を新たに郵送しますので、結果発表日から14日以内(入学料収納猶予の併願申請を行い許可された方は指定期日まで)に所定の振込手続きを行ってください。 期限までに振込手続きが完了しなかった場合、大阪大学の学生の身分を失いますので注意してください。</p>
<p>授業料 (減免申請の結果により授業料の納入が必要な場合)</p>	<p>結果発表時の通知文書の記載に従い、指定する期日までに所定の授業料を納入してください。 授業料の納入については、口座振替の手続きをしている場合は指定する期日の翌日以降に当該預金口座から引き落とします。 口座振替の手続きをしていない場合は、本学から本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期日までに、大学が指定する口座へ振り込んでください。</p>

4. 採用されなかった場合

高等教育修学支援制度の[家計基準]を満たさず不採用となった方でも、次回以降の申請時における家計状況によっては支援の対象となる場合があります。高等教育修学支援制度の[家計基準]の審査は前年の所得に基づく当年の住民税情報によって行われるため、最新の住民税情報(概ね毎年6月頃に更新)が[家計基準]を満たすようになった場合は、改めて授業料免除申請を行ってください。
※不採用決定後、再度申請を行う場合も、必ず給付奨学金の申請を行った上で、授業料免除の申請を行ってください。

5. 家計急変採用

予期できない事由により家計が急変した場合は、日本学生支援機構給付奨学金「家計急変採用」に申請することで、住民税情報に反映されていない急変後の収入状況に基づき審査を受けることができます。家計急変採用を申請するには、家計急変事由が日本学生支援機構の定める要件に該当する必要があります。該当事由等、申請方法の詳細は大阪大学ホームページ(以下 URL)をご確認ください。

なお、家計急変採用の申請には、本学への事前相談が必要です。事前相談は随時受け付けていますので、申請を希望する場合は、以下の大阪大学ウェブサイトの事前相談フォームから申し出てください。なお、申請は家計急変事由発生後、原則3か月以内に完了する必要があります。

給付奨学金案内(家計急変採用)の詳細、事前相談フォームはこちらから：

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/kyuhen>

※授業料等免除申請システムでの登録はできません。提出すべき書類については、事前相談の際に学生センター担当者から指示します。

採用が決まったら

1. 適格認定について～採用後の支援区分の決定方法～

ここでは、採用決定後の予定について記載しています。

★参考 URL★

[家計の経済状況に関する適格認定の基準(日本学生支援機構ホームページ)]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html#meyasu>

[学業面に関する適格認定の基準(大阪大学ホームページ)]

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2

家計の経済状況に関する適格認定:10月～翌年9月の支援区分を決定

毎年、日本学生支援機構が給付奨学金の家計基準を満たしているかの確認を行います。あなたと生計維持者の所得の情報(マイナンバー等により取得)や4月の在籍報告であなたが報告した資産額に基づく、確認の結果、支援区分が変更され、奨学金が【停止】となることがあります。給付奨学金の支援区分に連動し、**授業料減免の支援区分も見直されることとなります。**

学業面の適格認定:次年度も支援を行うかどうかを決定

大学で学業成績等を総合的に審査し、継続の可否を判定します。学業成績が不振の場合、奨学金が【警告】、【停止】、【廃止】となる場合があります。奨学金が【停止】【廃止】となった場合は、授業料免除も【停止】【廃止】となります。

↓休学・復学・退学等、学籍異動の手続きは要注意！以下の説明を必ず読むこと！↓

2. 採用後に必要な授業料等減免の手続きについて

★学籍異動は速やかに学生センターに申し出てください★

	全員	該当者のみ
手続き	<p>継続申請(前期:4月初旬頃 後期:9月中旬頃)</p> <p>高等教育修学支援制度による授業料等減免の支援対象者として採用された場合、原則最短修業年限(4年間又は6年間)まで支援を受けることができます。ただし、次の期も授業料減免による支援を希望する場合、本学が定める期日までに継続申請(申請システムへの登録)を行わなければ、次の期の授業料減免を受けることはできませんので、十分に注意してください。</p>	<p>支援停止申請書の提出(休学する場合)</p> <p>高等教育修学支援制度による授業料減免においては、支援を受けている方が休学する場合、休学期間中は支援が停止されることとなります。支援を停止するにあたり、「支援停止申請書」を学生センターに提出する必要がありますので、休学願提出直後、速やかに学生センターに申し出てください。</p> <p>※復学する場合も、「支援停止解除申請書」を提出する必要があります。詳しい手続き方法は、対象者に吹田学生センターから連絡します。</p>

3. 休退学する場合の授業料の考え方

高等教育修学支援制度では、休学等の支援の停止期間を除き、在学(留学を含む)する期間について減免されます。学期の途中で休退学等する場合には、各期の在学する期間の月割相当額の授業料に対して、減免認定(以下「月割減免認定」という。)が実施されます。

ただし、本学では学部担当係へ提出する休退学願の手続きが所定の期日より遅れた場合、休退学予定日に関わらず半期授業料を全額納入しなければならない場合があります。その場合でも、上記制度の減免認定期間は変わらないため、納入額が複雑になります。

学期の途中の休退学のケースを例に、高等教育修学支援制度の免除額及び納入額がどのようになるのか、また、納入に関する考え方を以下に例示します。

例示における定義・条件・注意事項

- (1)前期分(4月～9月分)授業料におけるケースを示します。(例示は令和6年度の授業料の額)
- (2)授業料は前期(6ヶ月)分を納入することになりますが、例示では、便宜上、月割額で表示しています。
- (3)前年度後期分(昨年10月～今年3月分)授業料について、第Ⅱ区分(2/3支援)の減免認定を受け前年度後期分授業料の納入が2/3免除となった学部2年生が、3年生への学年進級時の授業料減免の継続認定申請を行い、適格認定(学業成績・学修意欲)の結果、引き続き、支援の継続が決定し、前期分授業料の納入が2/3免除されるものとします。ただし、本学の前期分授業料減免の結果発表については、本申請案内に記載のとおり、今年7月末日に行われるものとします。
- (4)所定の期日までに継続申請を行っていることを前提とします。
- (5)以下の例示は現時点の考え方の一部を示すものであり、詳細については高等教育修学支援制度及び本学の定めるところにより運用されるものとします。

【例1】5月1日から9月30日まで休学する場合(4月中に休学手続)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計額
前期正規納入額(月割額)	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
(A)減免認定対象月(月割額)	44,650	休学(高等教育修学支援制度の支援停止期間)					44,650
(B)減免認定対象外月(月割額)		休学(学部学則等に基づく休学による授業料免除期間)					0
(C)(A)減免認定対象月(月割額)に対する減免認定「支援区分(2/3支援)」による授業料免除額							29,800
計算:(A)減免認定対象月(月割額)44,650(4月分) $\times 2/3=29,766.66666\dots$ \approx 授業料免除額 29,800(10の位切り上げ)							
(D)納入額(A-C+B)							14,850
○特記事項 ・4月中に学期途中の休学の手続を行い許可された場合、前期分授業料は休学の異動日までの月割相当額の納入でよい(学部学則第48条) ・7月末の結果発表までの間、休学期間中も特例的に納入を猶予し、結果発表後に納入を要する金額について、指定する期日までに納入する (本来は休学手続において4月分の授業料納入が先に必要なところ高等教育修学支援制度の支援に限っては特例を講じる)							

【例2】4月30日付けで退学する場合(4月中に退学手続)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計額
前期正規納入額(月割額)	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
(A)減免認定対象月(月割額)	44,650	退学(高等教育修学支援制度の支援の終了)					44,650
(B)減免認定対象外月(月割額)		退学(離籍)					0
(C)(A)減免認定対象月(月割額)に対する減免認定「支援区分(2/3支援)」による授業料免除額							29,800
計算:(A)減免認定対象月(月割額)44,650(4月分) $\times 2/3=29,766.66666\dots$ \approx 授業料免除額 29,800(10の位切り上げ)							
(D)納入額(A-C+B)							14,850
○特記事項 ・4月中に学期途中の退学の手続を行い許可された場合、前期分授業料は退学の異動日までの月割相当額の納入でよい(学部学則第48条) ・退学(離籍)してしまうことから、減免認定前の4月分の授業料について退学手続を行う際に先に納入する (減免対象は在学期間中のみのため、4月の1か月分が対象となる。7月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する)							

【例3】6月30日付けで退学する場合(5月1日以降5月中に退学手続)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計額
前期正規納入額(月割額)	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900
(A)減免認定対象月(月割額)	44,650	44,650	44,650	退学(高等教育修学支援制度の支援の終了)			133,950
(B)減免認定対象外月(月割額)				44,650	44,650	44,650	133,950
(C)(A)減免認定対象月(月割額)に対する減免認定「支援区分(2/3支援)」による授業料免除額							89,300
計算:(A)減免認定対象月(月割額)133,950(4~6月分) $\times 2/3=$ 授業料免除額 89,300							
(D)納入額(A-C+B)							178,600
○特記事項 ・5月以降に学期途中の退学の手続を行い許可された場合、前期分授業料は全額を納入する必要がある(学部学則第48条) ・退学(離籍)してしまうことから、減免認定前の前期分授業料について退学手続きを行う際に先に納入する (減免対象は在学期間中のみのため、4月~6月の3か月分が対象となる。7月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する)							

1. 個人情報の取り扱い

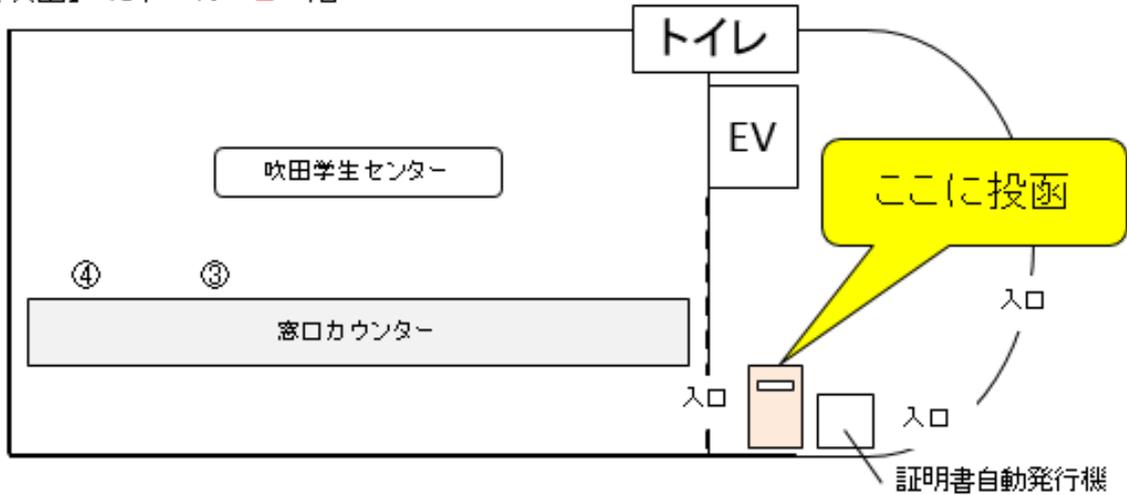
- (1)申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、本学が行う「授業料(入学料)減免の審査・認定(選考)業務」を行うために利用します。また、認定(選考)結果は、本学の「授業料(入学料)の収納に関する業務」に利用します。
- (2)(1)により得られた個人情報及び授業料(入学料)減免の認定(選考)結果は、「授業料(入学料)の減免の対象者の認定手続に関する業務」において、独立行政法人日本学生支援機構に対して送付することがあります。
- (3)(1)により得られた個人情報及び授業料(入学料)減免の認定(選考)結果は、本学の「休退学等の学生異動に関する業務」や、本学が行う「学生の経済的支援に関する業務」において利用することがあります。なお、「大学教育の改善」、「学生支援の改善」、「大学の管理運営(各種統計調査・分析、事業企画等)」を目的として利用することがありますが、この場合個人が特定できないように処理します。
- (4)上記(1)～(3)の業務を行うに当たり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだうえで、当該事業者に対して、提出された個人情報の全部または一部を提供します。

2. 留意事項

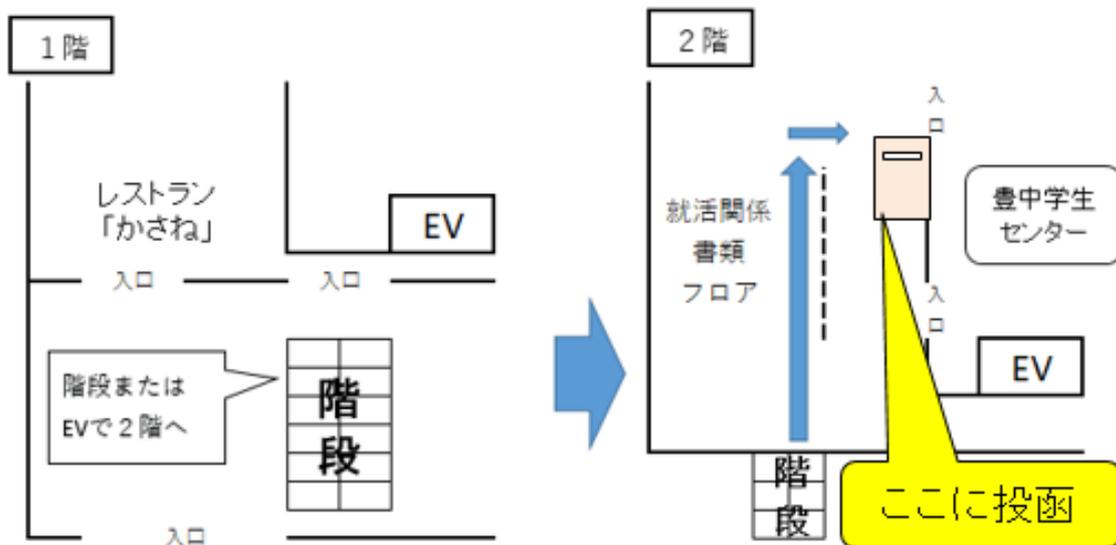
- (1)高等教育修学支援制度の支援対象要件を満たし授業料等の免除の許可を受けた方が、やむを得ず入学手続き時に「入学料免除・収納猶予予定者票」を提出せず入学料を納入した場合は、原則として免除結果発表後に、免除相当額を返付します。
- (2)高等教育修学支援制度による授業料等免除の新規申請をされた方、及び同制度による授業料免除の支援対象者として採用され継続申請をされた方が、免除の結果が出る前に休退学等する場合などは、その取扱い等について特記事項があるため、10 ページの「休退学する場合の授業料の考え方」を必ず確認してください。
- (3)提出された必要書類等の書類は返却しません。また、本申請案内に記載する必要書類以外に追加書類について、別途提出を求めています。
- (4)提出された必要書類等の書類について、故意による虚偽の記載や事実との相違、偽造等により、入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合や、申請者が懲戒処分を受けた場合、その内容によってはその許可は取り消され、入学料・授業料を納入することになります。また、特段の理由なく、学業成績が著しく不振な状況にある場合も同様です。
- (5)高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請に関して、この申請案内の記載のほか、問い合わせ等があった内容で周知が必要な事項があるときは、本学ホームページにQ&A等の掲載を行う可能性があります。

各キャンパスの学生センター学内提出BOX(申請書提出場所)所在図

【吹田】 ICホール 1 階



【豊中】 学生交流棟 2 階



【箕面】 外国学研究講義棟 2 階

